

行政ぎふ

GYOSEI GIFU



2020.8 No.121

岐阜県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



70th
ANNIVERSARY

目次

- P.1 | ごあいさつ
岐阜県行政書士会 会長 森 伸二
- P.2 | ごあいさつ
日本行政書士会連合会 会長 常住 豊
- P.3 | 総務大臣表彰
林 潔 会員
- P.4 | 日本行政書士会連合会定時総会 報告
代議員 本間 大介
日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会 報告
代議員 本間 大介
- P.5 | 令和2年度 岐阜県行政書士会定時総会 報告
- P.6 | 理事会 報告
- P.7 | 部長会 報告
- P.8 | 申請取次行政書士会員対象研修会 報告
- P.9~P.16 | 本会各部の活動報告
総務部/寺井 英之 研修部/玉置 啓昭
経理部/佐藤 尚久 業務部/鈴木 泰広
企画広報部/古川 英治 社会貢献事業部/遠山 邦明
法務部/秋田 智
- P.17~P.23 | 支部だより
岐阜支部/笠井 永寿 西濃支部/堀 佳一
飛騨支部/小林 幸平 東濃支部/尾下 武博
恵那支部/保方 多津美 郡上支部/正者 郁朗
可茂支部/加藤 千典 中濃支部/山田 昌幸
- P.24 | 各研究会の活動報告
国際業務研究会/田中 愛湖
環境衛生業務研究会/三輪 恒敬
運輸交通業務研究会/池田 香代子
- P.25~P.27 | トピックス
- P.28 | コスモスぎふ
支部長 佐藤 住子
- P.29~P.30 | 政連ぎふ 第61号
岐阜県行政書士政治連盟 会長 桑原 一男
- P.31~P.32 | 趣味同好会だより/「女性のつどい」開催にむけて
西濃支部/島田 麻里
- P.33~P.36 | 会員の動向
- P.37 | Afterロケインタビュー
今号の表紙 鶴匠 山下 哲司さん
編集後記



ごあいさつ

岐阜県行政書士会
会長 **森 伸二**

新型コロナウイルス感染、また、7月の集中豪雨において被害を受けられた県民の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。本来であれば、この会報が発行される2020年の夏は、東京オリンピック・パラリンピックの開催で日本が一つになり、世界中が日本に注目する年になるはずではありましたが大変な年となりました。大変つらい事ではありますが、今出来る事を考えて、安全に配慮しながら日々の業務に取り組んでいただければと思います。

さて、行政書士法は、昭和26年2月22日に施行、来年2月22日に70年を迎えます。今日、我々行政書士が業務を行えるのは、先輩方々が70年もの長きに渡り、行政書士制度の発展の為に尽力していただいた賜物であり感謝申し上げます。同時に、現在の会員である我々は、80年、90年、100年と子や孫の世代に行政書士制度を引き継いで行く使命があります。会員の皆様とともに行政書士制度の発展の為に取り組んで行きたいと思っております。

行政書士制度の発展の為に今以上にPRし、行政書士の社会的地位を向上させる必要があります。その為には、まずは行政書士になりたい人、行政書士に興味を持つ人を増やす事が必要となります。今回、日行連においては「おしごと年鑑2020」（朝日新聞社）に行政書士をPRする記事を出稿しました。「おしごと年鑑」は、大企業、各種団体がスポンサーとなり、仕事の面白さを紹介する本で、全国の小学校、中学校3万校の図書館に寄贈されています。日行連では、行政書士がどのような場面で活躍をするのかを知ってもらう事を目的に企画しました。お子様やお孫さんで小

中学校に通われている方がいらっしゃいましたら是非、図書館で探してみてください。同様に行政書士に興味をもってもらう為には、小学校・中学校・高等学校での法教育・消費者教育、大学の就職セミナーなどの資格の紹介、資格の専門学校との連携などやれる事はたくさんあります。行政書士という仕事に多くの人が興味を持ち受験者が増え、その結果、より優秀な人が行政書士になってもらえれば我々の業界の将来も明るいものになると思っております。

最後になりますが、本年度の定時総会は、場所を変え、縮小をした形で実施を致しました。来年の定時総会こそは多くの来賓の皆様をお招きし、会員の皆様とともに開催したいと思っております。何卒宜しくお願い致します。



おしごと年鑑 2020 検索



国民の権利利益の実現を目指して

日本行政書士会連合会
会長 **常住 豊**

平素より、森伸二会長を始め、岐阜県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に対し、ご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

加えまして、貴会におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた国民及び企業に対する支援として、無料電話相談窓口を設置するなど迅速な支援活動を行っていただき、心より御礼申し上げます。

さて、本年度、日本行政書士会連合会では“共生”をキーワードとして各種事業を推進してまいります。地域密着型の法律専門職として、外国人関連業務や成年後見事業などに取り組んできた実績を生かし、明るい未来を創造する共生社会の実現に寄与してまいりたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響への対策に関して、現在、国や地方自治体では、感染拡大の影響により危機的状況にある国民の生活支援、企業等への事業支援に関する施策の拡充が進められています。先般の法改正により、「国民の権利利益の実現」が明記されましたが、まさに今こそ、行政手続に精通した身近な街の法律家として、国民の皆様に寄り添い、サポートを行っていくべきであると考えます。特に、持続化給付金や家賃支援給付金の申請につきましては、行政書士がこれを業務として行える唯一の国家資格者であり、当該制度を所管する中小企業庁からも特段の協力要請を受けているところです。不正な申請代理を行い過大な報酬を請求するような民間業者から国民を守るためにも、電子申請に不慣れな方を助け、行政書士が適切な申請を行い、行政の円滑な推進

に寄与しつつ、迅速な給付につなげる必要があります。

本会といたしましては、引き続き、関係各所に対し、行政書士の活用を精力的に働きかけてまいります。貴会会員の皆様におかれましても、感染予防に留意しながら、積極的に持続化給付金や家賃支援給付金等に関する業務に取り組み、中小企業等の事業継続を支えていただきますようご協力のほどお願い申し上げます。

令和3年2月22日には行政書士制度が70周年を迎えます。先達の思いを受け継ぎ、会員の皆様が各地域においてより一層活躍できるよう、更なる制度の充実を図ってまいります。

引き続き「国民の権利利益の実現」に向けて、現場の声を大切にしながら、ますます国民の皆様に信頼され、期待される行政書士制度の確立を目指してまいります。今後とも、貴会及び貴会会員の皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

総務大臣表彰

令和2年7月22日付けで、本会の林 潔会員（岐阜支部）が総務大臣表彰を受賞されました。本来ですと日行連の定時総会にて表彰される所ですが、本年度については書面による総会となった為、7月31日に本会事務局にて表彰状をお渡ししました。林会員におかれましては、今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。



林 潔 会員

【受賞者のコメント】

表彰を受けるほど、人の役に立ったという思いはございません。されども、このたびの受賞は、過ぎ去った年月を呼び覚まさせ、私にも轍があったのだと気付かせてくれました。この榮譽に与れたことに感謝いたします。

日本行政書士会連合会定時総会 報告

代議員 本間 大介

本年度の定時総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催が困難な状態でした。

会則上、総会を書面決議で行うことは想定されていないため、書面決議の規定のある常任理事会において本年度のみを対象とした特例である「令和2年度定時総会の開催に係る臨時特例会則施行規則」が承認され、その適用について代議員の同意を得て、書面決議で行われることとなりました。

6月23日から26日の間に議事について書面決議が行われ、下記の議案について全て承認可決となりました。

第1号議案 令和元年度事業報告

第2号議案 令和元年度決算報告

第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）

※行政書士法の一部を改正する法律の成立を受け、関係規定の整備等が行われました。

第4号議案 令和2年度事業計画（案）

第5号議案 令和2年度予算（案）

第6号議案 役員（理事）の補欠選任

中部地方協議会定時総会 報告

代議員 本間 大介

新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発令されている状況を受け、中部地方協議会定時総会は書面決議となりました。5月13日に議案書が送付され、各議案への質問等への回答が6月3日に行われ、6月5日に書面決議の結果報告がありました。

下記の議案すべてについて、承認可決されました。

第1号議案 令和元年度事業概要報告

第2号議案 令和元年度決算報告

第3号議案 令和2年度事業計画（案）

第4号議案 令和2年度予算（案）

なお、要望としてweb会議の利用やライブ配信を利用して他県の研修会への参加ができるようにすることなどが挙げられており、7月10日には担当者会議がweb会議で行われました。

令和2年度 岐阜県行政書士会定時総会 報告

令和2年度岐阜県行政書士会定時総会が下記のように開催されました。

開催日時 令和2年5月21日(木)

午後3時00分から午後4時35分

開催場所 NCリンクビル4階会議室

(岐阜市金園町1丁目16番地)

出席者数 会員総数838名 出席者数486名

(内訳 本人出席39名 委任状447名)

議長 市橋 有 会員 (岐阜支部)

副議長 亀山 雄一 会員 (岐阜支部)

議事録作成者 廣瀬 泰輔 会員 (郡上支部)

議事録署名者 小栗 泰彦 会員 (岐阜支部)

入谷 桃世 会員 (岐阜支部)

議題

第1号議案 令和元年度事業報告について

第2号議案 令和元年度決算報告承認について

第3号議案 令和2年度事業計画(案)について

第4号議案 令和2年度収支予算(案)について

第1号議案から第4号議案について、担当部長より詳細な説明があり、第2号議案では、監事より監査報告がありました。そして第1号議案から第4号議案に関する事前質問状並びに当日質問に対し森会長より一括回答が行われ、各議案ごと慎重審議した結果、すべて原案どおり承認可決されました。



理事会 報告

第2回理事会が、下記のように開催されました。

日 時 令和2年6月12日(金)

午後2時から3時40分

場 所 ワークプラザ岐阜 5階大ホール

出席者 会長、副会長3名、理事23名、
監事3名 委員長3名、相談役5名
計38名

議題

◎報告事項

会長、担当副会長より以下のとおり報告がありました。

1. 日行連関係について

新型コロナウイルス感染予防対策のため、総会は書面決議、小会議はZoom会議で実施。

2. 中地協関係について

新型コロナウイルス感染予防対策のため、総会や各種会議は書面決議で実施。

3. 行政書士試験

11月8日(日)岐阜県会場はソフトピアジャパン(大垣市)を予定。

※大垣フォーラムホテル(大垣市)を含む2会場となりました。

◎協議事項

以下の事項につき、会長、担当の副会長、部長より説明がなされ、協議を行いました。

1. 令和2年事業計画推進について

各部長、部会長より、昨年度の振り返りと本年度事業計画が詳細に示されました。

2. その他

(1) 入会金と会費の金額について

これまで据え置いてきたが、全国データまた中部6県下では入会金は安価であることから検討していきたい。

(2) 事務所移転について

会員の利便性・駐車場の問題等より検討をしていきたい。

(3) コロナ社会を生き抜く行動指針について

岐阜県の行動指針をベースに会員の安全を前提に残りの期間で会務を推進していく。

(4) 令和2年度に実施したいことについて

70周年記念事業として令和3年2月22日に会員並びに一般参加を含め、講演会(長良川国際会議場)、懇親会(都ホテル岐阜長良川)を予定。

(5) その他

特定行政書士制度の普及(岐阜会は取得率が10%未満のため、10%以上を目標としたい)。



部長会 報告

第2回部長会が下記のように開催されました。

日 時 令和2年6月4日(木)
午後3時30分から5時
場 所 事務局会議室
出席者 会長、副会長3名、部長6名 以上10名

議題

◎報告事項

会長、担当副会長より以下のとおり報告がありました。

1. 日行連関係について
日行連定時総会（書面決議）の報告がありました。
2. 中地協関係について
総会は書面決議、6月2日の意見交換会（Zoom会議で実施）。
6単位会は、福井会が書面決議をした以外は、縮小総会を実施。
3. 行政書士試験について
試験は11月8日（日）、岐阜会場は、ソフトピアジャパン（大垣市）を予定。
※大垣フォーラムホテル（大垣市）を含む2会場となりました。
4. 日行連主導による新型コロナ感染の影響に伴う無料相談会の実施について



◎協議事項

1. 令和2年度事業推進について
各部長より、（1）昨年度総括（2）本年度目標（3）本年度事業計画・予算要求書の各資料に基づき説明がなされ、協議を行いました。
2. 理事会に付議すべき事項について
会長より、以下の事項につき提案があり、協議を行いました。
 - （1）会則の変更
①入会金の値上げ ②緊急事態宣言が出された場合の対応
 - （2）事務局の移転
会員の利便性、駐車場の問題等から今年度検討。
 - （3）その他



申請取次行政書士会員対象研修会 報告

申請取次行政書士管理委員会委員 木田 高広

令和2年2月13日（木）午後2時より、申請取次行政書士会員対象研修会が、長良川スポーツプラザ大会議室において開催されました。

前半は、申請取次行政書士管理委員会の柴田陽子委員長が、「申請取次行政書士のコンプライアンス」という題目で講義を行いました。

書類作成に当たっては必ず本人（招聘のときは代理人）と面談を行う事、依頼者は自己に都合のいい事しか述べないので鵜呑みにしない事、必ず旅券等の資料を確認する事、特に不許可後の再申請に当たっては前回申請時と整合性を保つ事等、申請取次者として当たり前であるが大変重要である点が再確認されました。

後半は、名古屋出入国在留管理局岐阜出張所の小林健夫所長が、「在留資格 永住者、特定技能の最近の傾向及び留意点について」という題目で講義を行いました。

特定技能に関しては、現在の申請状況を具体的な

数値で示され、今後の展望も語られました。また、特定技能の申請書類は大変膨大で、その書類を審査する現場の大変さも語られました。永住に関しては、令和元年に添付書類が大きく変更された点の説明と、その添付書類の取得についてのアドバイスもなされました。

最後に質疑応答の場が設けられ、入管行政に対する疑問や、日ごろの申請における出入国在留管理局に対する現場ならではの意見が会員から述べられました。岐阜出張所においては会員の意見を汲み取り、改善できるものについては改善する事、名古屋本局に対しては会員から意見を述べていただきたいとの回答が小林健夫所長よりなされました。

会は小林健夫所長の温厚なお人柄もあり、会員からの厳しい意見に対しても丁寧かつ柔軟な対応をしていただき、穏やかな雰囲気の中で終わることができました。私も日本の入管行政に携わる者として、出入国在留管理局と協力しながら業務を行っていかうとあらためて感じました。



総務部



総務部長 寺井 英之

今年度は、新型コロナウイルスが潜む日常の中での会務の運営となります。会員の皆様には何かと不自由をおかけすることとはなりますが、まずもって会員の皆様の安全を念頭において、ご協力をいただきながら、残りの任期を全うしたく考えております。

総務部は、監察部会と苦情対応部会（令和元年度4月16日の理事会にて組織承認）の2つの部会を管掌しております。

総務部の今年度の推進業務は以下の12項目であります。事務局につきましては、周知のとおり4月より事務局長に女性を登用し、女性目線での事務局業務の見直しを図るとともに、各部、部会活動の自主的活動を促しながら、事務局の安定化と業務の効率化を目指します。

1. 岐阜県行政書士会会則及び諸規則、諸規定の見直し
2. 行政書士関係法規集のホームページ掲載
3. 岐阜県士業連絡協議会の諸事業参加
4. 岐行情報の発行
5. 事務局の整備
6. 行政書士試験への協力
7. 会員管理及び指導
8. 新入会員ガイダンスの実施
9. 渉外活動
10. 暴力団等排除対策委員会の運営
11. 危機管理対策の推進
12. 他部門との調整会議

■監察部会

監察部会の今年度の推進業務は、昨年度同様、以下の2項目であります。会員皆様からの情報提供を含め、行政書士の代理業務が損なわれることのないよう努めてまいります。

1. 非行政書士排除活動
2. 窓口規制標示板の設置状況調査の取りまとめ

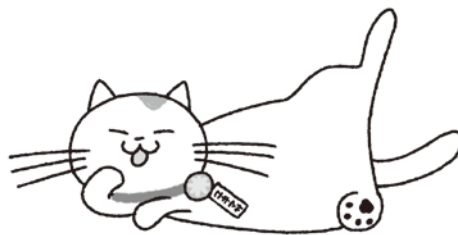
■苦情対応部会

苦情対応部会の今年度の推進業務は、以下の2項目であります。

昨年度の苦情対應用務は、苦情対応マニュアル運用開始の9月2日から3月17日の期間において、国際業務事案4件、許認可業務事案2件、成年後見業務事案2件、県法務情報公開課照会事案3件の計11件に対応をいたしました。

行政書士は身近な街の法律家であります。業務に限らず品位、品格も県民に問われますので、会員一人一人が再自覚していただき、行政書士の社会的信頼性を高めていけるようご協力をお願いする次第です。

1. 苦情対應用務
2. 各担当者会議への参加



経理部



経理部長 佐藤 尚久

令和2年度行政書士会定時総会も無事終わり経理部長を拝命して2年目に入りました。

初年度につきましては、不慣れな点多くご迷惑をおかけしたことも多いと思います。

2年目となる本事務年度は、気を引き締めて会務の運営に尽力したいと考えております。

さて来年2月22日には行政書士制度制定70周年を迎えます本年度はその節目の年となりさまざま記念行事を立案しなければならない事務年度となります。70周年記念誌の発行をはじめ様々な行事の計画があります。

さらに来事務年度から（令和3年4月から令和5年3月末まで）の2年間行政書士会中部地方協議会の幹事を福井県行政書士会から引き継ぐこととなります。そうすると日本行政書士会連合会との打ち合わせ、中部6県の県単位行政書士会との打合せ調整の機会も増えることとなります。

来客をお迎えする機会も増えるでしょう。まさに本年度は70周年を迎え、岐阜県行政書士会全体としても飛躍の年となります。

今年度の定時総会の際、質問もいただきました県行政書士会事務所の事務局移転構想も現実の問題として取りくむべき時です。

今の県行政書士会事務局は駐車場もなく会員が気楽に立ち寄るには不十分と言わざるを得ません。また設備も老朽化しております。

そこで、現在、真剣な計画を立案策定中です。これには大きな資金が必要となります。本会では3千万円の会館積立金の計上をお認めいただいています。会員皆さんの積極的なご協力が必要となります。

このことは、これから5年後10年後の「岐阜県行政書士会の姿」に大きく影響を与えるものであり、それはまた、社会へどれだけ価値を提供できるかにつながるのだと考えます。

その責任感を持ってこれからの1年間活動に取り組んでいきたいと思っております。

会員の皆様の積極的、前向きなご指導ご鞭撻をいただけますようお願いいたします。



企画広報部



企画広報部長 古川 英治

■事業活動を振り返って

昨年度の企画広報部の活動に於いては、従来の広報物と手法を継承したといえればびびきの良いところ、良くも悪くも例年踏襲を良しとしてしまった感は否めません。これまで企画広報部が育み培ってきた広報物や広報手法について考えるところ、内部広報物としての「行政ぎふ」が、会員に興味関心を持ってもらえる内容構成になっているのかと思ひ煩います。また外部広報活動についても、新聞広告や現状のホームページ公開方法以外の手法やメディアを検証すべきところ、手つかずになっているのが現状です。図らずも今般のコロナ禍により強いられたリモートスタイルによる会議普及や画像配信による情報発信が、内外向け広報において今後の広報手法に求められるものであることを想定の上、検証に努めなければならないと考えています。

○令和2年度の事業活動において目指していくこと

- ・既存広報物（行政ぎふ、本会ホームページ）の充実

会員が本会の広報活動への興味関心を高めるべく、内容の充実を図りたい。

ホームページ内に、より速報性の高い方法（ツイッター等のSNSとのリンク）で情報発信ができるよう努めたい。また、動画発信（活動の記録等）も視野に入れたい。

- ・外部広報（メディア活用、相談会等でのPR活動、渉外活動）

行政書士制度70周年記念と併せて、より身近に行政書士を知ってもらう為に、実際の暮らしの中のどのような場面で行政書士が力添えできるかを、広告メディア、広報物（ポスターやパンフレット）等を活用して訴求したい。また発信力の強いメディアや地元著名人（ご当地タレント等）とのコラボ企画も検討したい。

- ・行政書士制度70周年記念の全員参加広告
記念事業を盛り上げるべく、新聞広告（名刺広告）により多くの会員に賛同を呼びかけたい。

「行政書士」がより深く認知されることは、制度の未来を盤石にするものでありその結果、個々の収益の向上にも通じ得ることと発揚したい。

■令和2年度事業計画

1. 研修会の企画、立案、記録
2. 新入会員研修会の企画、立案
3. 業務相談員制度の推進
4. 趣味同好会の活動支援
5. 会報「行政ぎふ」の発行
6. 法の日の無料相談会の実施
7. 多様な広告媒体、広告手法の検討及び実施
8. 行政書士報酬額統計調査
9. 行政書士制度70周年事業への協力
10. 渉外活動

2020年2月中日新聞掲載

■IT部会

部会長 福永 博

1. ホームページの更新
 - (1) 提供情報の拡充と更新体制の整備
 - (2) 適宜の更新
2. ホームページの拡充
 - (1) 会員ポータルサイト製作
 - (2) 各支部ホームページ担当者設置
3. 電子化への対応
 - (1) 会員へのメールアドレス配布に伴う体制の整備
 - (2) テレビ会議システムの調査、研究



法務部



法務部長 秋田 智

昨年度の報告・総括をし、今年度の目標を立てました。

1. 民事法務、企業法務及び中小企業支援の調査研究、情報提供並びに渉外活動を行います。終活カウンセラー協会上級インストラクター住和久様と業務研修会打合せを行いました。(一社)コスモス成年後見センター岐阜県支部定時社員総会に出席しました。日本政策金融公庫岐阜支店を訪問し、支店長・課長と面談。後日支店長が事務局来局渉外活動は行えたが、調査研究・情報提供の部分が今後の課題です。今年度は政策金融公庫との連携を深め、新たな業務開拓につなげていきたいです。

2. 講座開催による会員のスキルアップ
相続スキルアップ連続講座を開催しました。第1回岐阜／参加109名、美濃加茂／参加49名、第2回岐阜／参加97名。第1回は申込者の参加率ほぼ100%、第2回も約80%。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。第2回で実施したアンケートでの満足度は、非常に満足・まあ満足計65%、ふつう27%。今年度の講座内容の希望は、相続51%、事業承継21%、知的財産権12%でした。アンケート結果をみても相続業務の講座のニーズが高く、森林経営管理法の所有者不明森林調査との関係もあり、引き続き相続業務をテーマに連続講座を行う予定です。



講師 市橋 有 会員

3. 業務研修会の企画、立案
昨年度は終活カウンセラー協会・住和久様による業務研修会「これからの行政書士に必ず役立つ、目からうろこの終活相談、デジタル遺品対策」を企画。社会的必要性が高く斬新なテーマを採り上げるよう企画立案に努めました。今年度は新型コロナウイルス感染症流行により多くの事業者が苦境にあり、給付金・補助金・助成金申請や融資など企業支援の必要性が高まっています。時機をみて政策金融公庫へ講師依頼をしたいと考えています。



4. 成年後見、信託等 福祉的支援への対応
従来は(一社)コスモスぎふへの協力が主でしたが、社会の変化に対応し、信託など新たな福祉的支援の方法についても調査研究・情報提供等を行っていきます。8月6日(木)には高山市民文化会館にて恩田ゆきみ部員による「行政書士がつなぐ家族信託」をテーマのひとつとした業務研修会が研修部主催で開催されました。
5. 行政書士ADRセンター設置の検討
社労士会労働紛争解決センター岐阜を訪問し情報収集。県内他土業会の運営するADRについても資料収集等を行い検討しました。検討を加速させ、設置の可否について今年度中に結論を出す方向です。

今年度もどうぞよろしくお願い致します。

研修部



研修部長 玉置 啓昭

1 令和2年度の業務研修会

皆様こんにちは。本年度も宜しくお願ひ致します。年4回程度の研修会を各部各支部と協力しながら取り組んで参ります。研修会は、日頃異なる事務所の会員が一同に集える機会でもありますので、参加し甲斐のあるものとなるよう心掛けていきたいと考えております。

役員任期は2年ですので、この2年の間に全ての支部エリアで、本会研修会を巡回開催できるのが望ましいのですが、日程や会場選定の都合などがありますので、回れない支部エリアの方々、どうかご了承下さい。特に今年は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、各公共施設会場が収容人数の1/2を定員と定めておりますので、選定できる会場も限られております。広めの会場で、ソーシャルディスタンスを取れるようにして皆様をお待ちしております。

2 新入会員研修会

佐藤前会長の時から日程が2日制となり定着しつつあります。先輩会員による業務紹介や参加者同士での座談会などをプログラムとしております。記憶に残る研修会となるよう、立案部の企画広報部とともに取り組んで参ります。



3 令和元年度第3回の業務研修会報告（令和2年2月4日(火)、関市わかさプラザ会場）

前号の「行政ぎふ120号」発行以降に開催された研修会について報告します。

1 限目は、熊本会より井口由美子会長をお迎えして、「熊本県行政書士会における熊本地震での取組みについて」ご講義いただきました。将来の災害対応に備えるためにも、会員間で共通認識を持つ機会になればと思い企画しました。その後会員の方からも温かい感想を聞かせて下さいました。

2 限目は、運輸交通部会の永瀬会員に「自動車登録の丁種封印の概要について」ご講義いただきました。講義が上手いと聞いておりましたが、パワーポイント資料も良く整えていただきためになりました。機会があればまたのご登場をお待ちしております。

4 最後に

新型コロナウイルス感染症の状況もあり、本会・支部共に懇親を伴う事業はしにくい状況なのかなと感じております。夏秋中心になると思いますが、研修は対策を講じて準備して参ります。業務向上のため、お客様に貢献するためにもどうぞ宜しくお願い致します。



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

業務部



業務部長 鈴木 泰広

「昨年度の総括」

- ・各業務部会にはそれぞれ業務精通者が揃えられており、各部会の方針や活動については各々の自主性を尊重した方が良いとの考えから、業務部長として指示を出すことは最低限に留めました。
- ・副部長、各部会長、部会員の尽力もあり、業務部全体の運営には概ね問題なかったと思います。
- ・総会で指摘されたが、電子申請、代理申請について計画に挙げていたにも係わらず特段の活動を行わなかった点については、反省しています。

「今年度の目標」

- ・各業務に関連する法改正などの最新情報を調査し、会員へ周知することとします。
- ・HACCPや丁種出張封印など、会員の新規参入が見込める業務を研究し、会員へ周知することとします。
- ・電子申請、代理申請について調査・研究することとします。
- ・建設業・申取・産廃業実務者意見交換会の実施を継続し、他の業務についても検討することとします。
- ・各業務研究会との連携をより密にすることとします。

■建設部会 部会長 柴田 陽子

1. 業務研究及び調査、渉外活動

(1) 業務研究及び調査

- ①令和2年7月10日(金)、中地協主催 令和2年度第1回担当者会議 「建設業務(コロナ特例等の取扱い)について」オンライン会議に柴田陽子部会長、川上真広部会長が出席し、意見交換を行いました。

(2) 渉外活動

- ①令和2年4月22日(水)、岐阜県県土整備部技術検査課へ経営事項審査要員の印鑑の返却に、森伸二会長、柴田陽子部会長が出向きました。

2. 業務研修の企画、立案

- ①令和2年9月25日(金)に「経営事項審査(改正)について」大垣情報工房にて予定しております。
- ②令和3年1月未定 「建設業許可(経営事項審査を含む)申請業務実務者意見交換会」(ワークプラザ岐阜5階大ホール)を開催予定です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、変更になることも予想されます。状況をみながら、情報提供させていただきます。



■国際部会 部会長 入谷 桃世

昨年度に引き続き国際部会長を務めさせていただきます。微力ではございますが、皆様のお力添えをいただきながら、部会の運営、国際業務の発展に尽力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

国際部会は、第1回目の部会を令和2年6月16日に開催し、事業計画の具体的な実施について話し合いました。

現時点では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、岐阜県国際交流団体協議会（GIA）や公益財団法人岐阜県国際交流センター（GIC）などによる国際交流に関する行事につきましては、多くが見送りになっています。再開され次第、積極的に参加してまいります。

各関係機関（公益財団法人岐阜県国際交流センター、公益財団法人大垣国際交流協会、岐阜県中小企業総合人材確保センター）と連携した行政書士による無料相談会につきましては、月1回程度、各機関の要請に応じて申請取次行政書士の資格を有する会員を相談員として派遣してまいります。ただし、現時点においては、同様にほぼ中止となっております。もっとも、昨年度大変好評をいただき相談会が活発に開催されたこと、外国人や外国人に関わる方々にコロナ禍による新しい問題が生じていると考えられること、岐阜の中心部だけでなく周辺地域においても開催の要望があることなどから、各機関と慎重に協議の上、感染拡大防止対策を取りながら順次再開する予定です。さらに、多種多様な相談に対応できる相談員を増やし各機関のニーズに応えるため、また、会員の各々の業務に活かしていただくため、会員の方々に相談会の見学を随時募ってまいります。

加えて、業務研修会につきましては、秋頃に「新しい在留資格に係る実務・動向」をテーマに予定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により先行き不透明な状況ではありますが、各関係機関の行事・イベントへの参加、広報・機関誌への掲載やパンフレットの設置依頼など、できる限りの方法で行政書士の業務をPRしていきます。

会員の皆様のご支援、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

■運輸交通部会 部会員 山崎 雅大

運輸交通部会では令和2年度も例年通り封印事前研修と指定研修の開催を予定しております。

今年度はコロナ禍での開催になりますので、ソーシャルディスタンスに配慮し、より多くの会員の皆様に受講して頂けるよう取り組んで参ります。

封印事前研修 事務局会議室
9/8（火）10:00～12:00 講義
9/9（水）10:00～12:00 講義
13:00～15:00 試験

また指定研修におきましては、実務者の知識をより深められるよう研修内容の充実に取り組んでいきます。

封印指定研修 羽島市民会館
10/13（火）13:00～17:00

■農林部会 部会長 西尾 友宏

農林部会では引き続き「農地法・都市計画法・森林経営管理法等」の関連業務に関する情報の提供に努めさせていただきます。

また、今年度中に業務研修会の開催を予定しております。

前期の農林部会としての活動を振り返りますと、迅速且つ細やかな業務関連情報のご提供が会員の皆様にできていたとは言えない点もあったかと思えます。

広く会員に周知すべき情報等がございましたら、農林部会長の西尾友宏又は事務局までご連絡をいただけましたら幸いです。

引き続き宜しくお願い致します。

■環境衛生部会 部会長 小栗 泰彦

今年度も引き続き環境衛生部会長を務めさせていただきます小栗泰彦でございます。環境衛生部会では会員の皆様にお役に立つ情報をより早く発信できるよう取り組んでおります。

■業務研究及び調査、渉外活動

令和2年6月16日には、岐阜県健康福祉部生活衛生課へ挨拶及び業務研修会での講師依頼を行いました。

業務研修会の内容として、「H A C C P（ハサップ）について」（仮称）のテーマにおいて岐阜県健康福祉部生活衛生課との打ち合わせを行いました。

H A C C Pとは、食品製造や加工工程における衛生管理により安全な食品を生産するための手法です。改正食品衛生法が施行されて、すべての食品事業者が導入することになりました。会員の皆様に、有益な情報を素早くご提供させていただきます。

業務研修の企画、立案

令和3年2月頃には5回目となる産廃業許可申請業務実務者意見交換会をワークプラザ岐阜大ホールにおいて開催を予定しており、令和2年

6月16日に岐阜県環境生活部廃棄物対策課との打ち合わせを行いました。

岐阜県環境生活部廃棄物対策課の職員を講師としてお招きし、法令等の改正点動向、手続き上の留意点などをお話しいただき、当会員による事例・調査研究等の発表、そして、講師との意見交換会の3部構成になっております。産廃業許可業務をされている会員、これから業務拡大を考えている会員、入会間もない会員の参加をいただいております。今回もより充実をさせていきたいと企画立案しております。

会員の皆様には有益な情報を発信したいと考えておりますので、今後共よろしくお願い申し上げます。

社会貢献事業部



部長 遠山 邦明

1. 令和元年度総括

(1) 各市町における行政書士による定例無料相談の実施について

10市町において、毎月1回、各地区の担当者による無料相談を滞りなく、実施することができました。

(2) 空家対策、所有者不明土地問題への対応について

平成31年4月より森林の適切な管理を促す森林経営管理制度が始まり、岐阜県行政書士会として各市町村の所有者不明森林の土地所有者情報調査の受託に向けて、協議を重ねてきました。その中で、各務原市より具体的な業務受託の問い合わせがありました。

(3) 法教育の検討及び実施について

法教育の研究を行いました。岐阜県の教育関係の機関とも打合せを行い、特に中高生向けに消費者教育について行いたいとの要望がありました。

2. 令和2年度の目標

(1) 各市町における行政書士による定例無料相談の実施について

4～6月は、新型コロナウイルス感染症拡大

防止を踏まえ、中止としていた定例の無料相談を7月より新たに岐阜市も加えた11市町にて引き続き開催し、行政書士の認知度の向上に努めて参ります。

(2) 空家対策、所有者不明土地問題への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大により、一旦ストップしていた森林経営管理制度に基づく所有者不明森林の土地所有者情報調査業務について、会として業務の受託ができるよう各市町村との協議を再開し、受託できるよう努めて参ります。

(3) 法教育の検討及び実施について

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休校措置により、学校のカリキュラムに法教育が加えられるか不透明な部分がありますが、引き続き、関係機関と協議を行って参ります。

岐阜支部

広報通信員 笠井 永寿



■新春教養講演会と新年会

令和2年1月17日、ホテルグランヴェール岐山にて、伊藤真先生を講師としてお招きして、講演会（演題「法律に携わる士業の使命と将来展望について」）を開催しました。

伊藤先生は、1981年司法試験に合格後、伊藤塾を主宰し塾長として、真の法律家の育成を目指し司法試験の受験指導にあたっておられました。深遠かつわかりやすい講義から短期合格者を輩出して、カリスマ講師として不動の地位を確立されています。

講演では、私たち士業の仕事は、法律家として専門性の高い知識を身に付けた人であり、武士のように闘う人である。「クライアントのために闘う。」「法の支配を実現するために理不尽と闘う。」士業はプロであるとともに、社会的責任がある。「士業は、国民主権の憲法の下では上下はなく、主権者たる国民に対して、奉仕する対等な立場であり、役割分担の違いに過ぎない。」時代に流されるのではなく、キャリアを積んでいくにあたって、法律家＝プロフェッショナルになるための基本となる、自分の価値基準を上げること、学び続け感性を研ぎ澄まし、成長し続けることが重要であると講演されました

講演会参加者 会員76名、他支部11名、他士業3名 合計90名



伊藤 真 氏

■無料相談会

令和2年2月23日、マーサ21のイベントスペース「さくらパーク」にて無料相談会を開催しました。

今回も主催は岐阜支部ではあるものの、理事が運営を担当する10月の無料相談会とは異なり、有志による若葉マークの会が運営を担当しました。

相談内容としてはやはり例年通り相続に関連した相談を多くいただきました。相続関連法規の改正も続いているためか、皆様の関心の高さを実感し、底堅い相談需要を再認識した次第です。相談件数としては最終的に25組という多数のご相談を頂けました。

相談員 若葉マークの会25名
支部理事 若干名



■全体研修会

令和2年2月27日、長良川スポーツプラザにて、全体研修を行いました。

第1部は、公証人の先生をお招きして「最近の法令改正等を踏まえた公証事務の動向」と題しての講演でした。公正証書の役割や重要性を改めて確認し、公証事務について学ぶ機会となりました。

第2部は、名南コンサルティングネットワーク行政書士法人名南経営の行政書士大野裕次郎先生に「建設業の法令遵守と顧客サービスの提案について」についてお話いただきました。

書類の作成のお手伝いとどまらず、お客様が必要とするサービスを積極的にご提案していく姿勢や、営業戦略についてのお話は、とても刺激になりました。

参加者 会員34名 他支部14名 合計48名



大野 裕次郎 氏

■令和2年度岐阜支部定時総会

書面決議にて行いました。

令和2年5月8日書面決議の回答締切

総会の参加者 会員総数371名 回答会員202名
すべての議案に賛成202名（内署名無1名）

議 事

- 第1号議案 令和元年度事業報告について
- 第2号議案 令和元年度収支決算承認について
- 第3号議案 令和2年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和2年度収支予算(案)について
- 第5号議案 選挙管理委員会並びに役員推薦委員会の委員選任について

(下記のとおり承認可決)

- ・選挙管理委員会委員
小塩記子、入谷桃世、栗本悦次、戸崎伊久男、森田賢二、林美佐子、安陵尚浩、安田一秀
- ・役員推薦委員会委員
三輪恒敬、加藤直人、館林朋子、田中美佐代、富樫 悠、福井廣行、水野義隆、山内 勝

8月	全体研修
未定	グループ研修会
10月	無料相談会 会場:マーサ21 1階 さくらパーク
12月	第2回理事会
令和3年1月	教養講演会・親睦会 会場 グランヴェール岐山

西濃支部

広報通信員 堀 佳一

■令和2年度 第1回理事会

日 時 令和2年4月11日(土)

午後3時00分より

場 所 レストラン中野 2階会議室

(大垣市中野町2-70)

協議事項

1. 令和元年度会務並びに事業報告について
2. 令和元年度収支決算報告について
3. 令和2年度事業計画(案)について
4. 令和2年度収支予算(案)について
5. 令和2年度支部定時総会の開催及び議案について
6. 会計監査及び理事会の開催について
7. 支部総会来賓の招待等について
8. 会費の口座振替について
9. その他

■令和2年度 西濃支部定時総会

日 時 令和2年4月28日(火)

午後4時00分より

場 所 クインテッサホテル大垣

(大垣市宮町1-13)

出席者137名

(本人出席27名、委任状110名)

(3月31日現在支部会員数 163名)

議 事

- 第1号議案 令和元年度会務並びに事業報告について
- 第2号議案 令和元年度収支決算報告並びに監査報告とその承認について
- 第3号議案 令和2年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和2年度収支予算(案)について
- 第5号議案 推薦委員選任について
- 第6号議案 その他

今年の総会は、1月下旬からの新型コロナウイルス感染症の影響が残る中でしたが、出席者同士のソーシャルディスタンスをとり、換気も十分に行う等の感染防止対策に配慮しながらの

開催のとなりました。

上記議案について、いずれも執行部提案の原案どおり承認可決されました。限られた時間の中でも活発な質疑応答が行われ、支部の将来等について熱心な意見が出されました。

なお毎回総会に引き続いての懇親会が行われていましたが、今回は感染症予防への配慮から、残念ながら中止となりました。

- 令和2年3月に第3回支部研修会(1. 公証人からみた遺言、任意後見契約について 2. コスモスぎふの活動と終活ノートの活用について)が予定されていましたが、新型コロナウイルスの感染症予防の観点から、やむを得ず中止となりました。



飛驒支部



広報通信員 小林 幸平

■支部三役会

日 時 令和2年1月29日(水)
場 所 行政書士堀内昇一事務所

■令和元年度 第3回支部研修会

日 時 令和2年2月20日(木)
場 所 高山市民文化会館
参加者 18名
内 容 ①マイナンバー制度の概要・旧氏併記について
高山市役所市民課主査 小長谷勇次 様
高山市役所市民課主事補 猪飼結夏 様
②中小企業等の支援
(各種補助制度・融資制度)
高山市役所商工課主任 鈴木美宣 様

■令和元年度 第4回理事会

日 時 令和2年3月5日(木)
場 所 高山市民文化会館
議 題
①行政書士制度広報月間の取り組みの総括
②研修会の結果
③三部会の報告
④その他

■支部三役会(決算)

日 時 令和2年3月30日(月)
場 所 行政書士堀内昇一事務所

■監査

日 時 令和2年4月2日(木)
場 所 行政書士堀内昇一事務所

■令和2年度 第1回理事会

日 時 令和2年4月7日(火)
場 所 高山市民文化会館
議 題
①報告事項
(本会関係の動き/支部会員の動向)
②議題
(支部定時総会について/総会提案書の確認・検討)
③その他

■令和2年度 飛驒支部定時総会

日 時 令和2年4月24日(金)
午後4時30分

場 所 ひだホテルプラザ
出席者 61名(内委任状提出38名)

議 題
第1号議案 令和元年度事業報告並びに会務報告について
第2号議案 令和元年度収支決算報告並びに監査報告とその承認について
第3号議案 令和2年度事業計画(案)について
第4号議案 令和2年度収支予算(案)について
第5号議案 理事欠員の件・その他



令和2年度の飛驒支部定時総会は、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染症対策のため、例年になく総会となった。会場設営にあたっては、ソーシャルディスタンスを保つため、例年より広い会場を用意し、2人掛けテーブルに1人ずつ座り、マスク、アルコール消毒の徹底をしました。また、例年お茶を給仕いただくが、本年度はペットボトルにて水を配布しました。

会議は、定刻、堀内昇一支部長挨拶後、会員祝寿を行い、議長として田口勝会員を選出。事業報告並びに会務報告、収支決算報告、監事から監査報告、令和元年度の事業計画及び収支予算の提案については、事前配布資料にて説明があるとして、執行部より簡単に補足説明をした後、それぞれ原案通り承認されました。議事終了後、新入会員を代表し、手塚傑会員より挨拶があり、総会は終了しました(会議時間約15分)。

なお、例年行われている来賓祝辞、懇親会は行われませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げが減少している企業支援として、出席会員にホテルの弁当を配布し、散会しました。

■令和元年度 第4回理事会

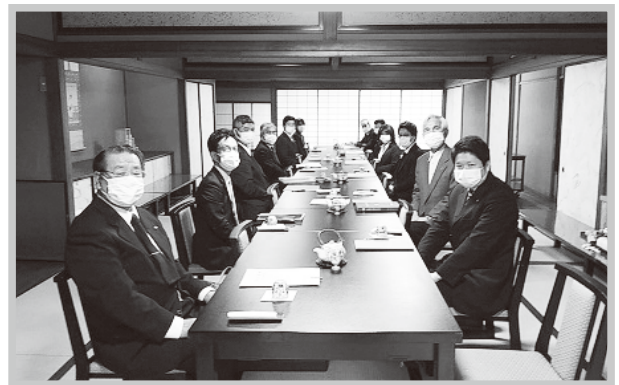
日 時 令和2年2月12日(水)
午後3時30分～午後5時00分
場 所 セラトピア土岐 第二会議室
議 題 ①令和2年度東濃支部総会開催について
②令和2年度東濃支部総会議題について
③その他

■令和2年度 第1回理事会

日 時 令和2年4月2日(木)
午後1時00分～午後3時00分
場 所 多治見市 魯山
議 題 ①令和2年度東濃支部総会開催について
②令和2年度東濃支部総会議題について
③その他

■令和2年度 東濃支部定時総会

日 時 令和2年4月22日(水)
午後4時00分より
場 所 多治見市 松正
出席者 38名 (内委任状26名)
(会員総数51名)
議 題
第1号議案 令和元年度事業報告について
第2号議案 令和元年度収支決算承認について
(監事の監査報告)
第3号議案 令和2年度事業計画(案)について
第4号議案 令和2年度収支予算(案)について
第5号議案 その他



■令和2年度 第2回理事会

日 時 令和2年6月3日(水)
午前10時00分～午後12時00分
場 所 セラトピア土岐 第二会議室
議 題 ①令和2年度事業計画執行について
②その他

令和2年度 第1回東濃支部研修会(例年7月開催)は新型コロナウイルス感染症の為中止しました。



恵那支部

広報通信員 保方 多津美

■第1回役員・理事会

下記のとおり予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、書面による決議に変更

日 時 令和2年4月6日(月)

場 所 恵那市「ひかり食堂」

議 題

- (1) 令和2年度支部定時総会について
- (2) 支部総会議題・内容・資料の確認について

令和2年5月17日、定時総会書面議決の結果を書面にて会員に報告

※本年度は、新型コロナウイルスによる岐阜県の非常事態宣言が発令されていた為、感染拡大防止の為、書面による決議としました。

今後も感染拡大防止を念頭に、状況を見ながら、今後の事業等の開催を含め、慎重に判断していきます。

■令和2年度恵那支部定時総会

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、書面による決議

日 時 令和2年4月14日(火)に総会資料と議決権行使書面を郵送

出席者 44名

(内書面による議決権行使44名)

※会員総数52名

議 題

第1号議案 令和元年度事業報告について

第2号議案 令和元年度収支決算書の承認について

第3号議案 令和2年度事業計画(案)について

第4号議案 令和2年度収支予算(案)について

上記議案について、すべて執行部の原案どおり承認可決された(賛成44名、反対0名)



郡上支部

広報通信員 正者 郁朗

■令和2年度定時総会

日 時 令和2年4月25日(土)

午前10時～午前11時

場 所 郡上市大和町 じえいあん (レストラン)

出席者 20名 (内委任状出席13名)

正者郁朗理事の進行により開催し、廣瀬泰輔支部長の挨拶に引き続き、議長に廣瀬康広会員を選出し議事に入りました。

議 題

第1号議案 令和元年度事業報告承認の件

第2号議案 令和元年度収支決算報告承認の件
(監査報告を含む)

第3号議案 令和2年度事業計画(案)の審議の件

第4号議案 令和2年度収支予算(案)の審議の件
以上、慎重審議の結果、いずれも原案通り承認可決しました。

今総会は、コロナ禍の影響もありできるかぎり会場出席者を少なくして開催しました。尚、恒例となっている総会終了後の、郡上市内の司法書士・土地家屋調査士との合同懇親会は中止としました。

可茂支部



広報通信員 加藤 千典

■令和元年度 第8回支部役員会

日時 令和2年2月8日(土)
午後2:00～4:00

場所 可児市川合地区センター館
出席者 執行部4名 地区理事 8名
欠席 理事3名

議題 (1) 可茂支部定時総会について
(2) 会計用パソコン進捗状況
(3) 令和2年度の支部活動

■令和元年度 第3回(臨時開催)支部執行部会

日時 令和2年3月12日(木)

場所 美濃加茂市 「轟(とどろき)」
出席者 執行部4名

議題 (1) 新型コロナウイルスの影響による
支部総会の延期について
開催予定日 4月17日(金)(中止)
変更候補日 5月29日(金)
場所 福美
総会・懇親会ともに窓開けて開催
可能(3月10日確認)
(2) 支部総会の延期に伴う令和元年度
内の今後の予定について
(3) 令和2年度以降の支部行事予定に
ついて
(4) 支部会員(会費未納)の事情聴取
について

■令和元年度 第9回支部役員会

日時 令和2年3月14日(土)
午後2:00～4:00

場所 可児市川合地区センター
出席者 執行部 地区理事 8名
欠席 理事3名

議題 (1) 可茂支部定時総会について
(2) 令和2年度以降の支部行事予定について
(3) 支部会員の事情聴取について

■令和元年度 可茂支部監査会

日時 令和2年4月4日(土)
午前11:00～12:00

場所 美濃加茂市 喫茶「MIKA」
出席者 執行部 4名 相馬清美監事

議題 (1) 令和元年度会計監査

■令和元年度 第4回支部執行部会

日時 令和2年4月4日(土)
午後1:00～2:00

場所 美濃加茂市 喫茶「MIKA」
出席者 執行部 4名

■令和元年度 第10回支部役員会

日時 令和2年4月4日(土)
午後1:00～2:00

場所 美濃加茂市 喫茶「MIKA」
出席者 執行部 4名 地区理事 10名
欠席 理事1名

議題 (1) 可茂支部定時総会について
(2) 令和元年度会計監査
(3) その他

■令和元年度 第5回支部執行部会

日時 令和2年5月2日(土)
午後1:00～2:00

場所 美濃加茂市 「轟(とどろき)」
出席者 執行部4名

■令和元年度 第11回支部役員会

日時 令和2年5月2日(土)
午後2:00～5:00

場所 美濃加茂市 「轟(とどろき)」
出席者 執行部4名 地区理事10名
欠席1名

議題 (1) 可茂支部定時総会について
(2) その他

■令和2年度 岐阜県行政書士会可茂支部定時総会

日時 令和2年5月29日(金)
受付 午後2:30～
定時総会 午後3時～

場所 美濃加茂市「料理旅館 福美」
美濃加茂市太田町1896-3

出席者 執行部4名 地区理事11名
相馬清美監事 安藤信雄(議長)



新型コロナウイルス感染症対策を施したうえの開催でした。

一般会員からは委任状出席を求め、来賓もお招きできない総会でした。

来年度は通常の開催をしたいものです。

■令和2年度 第1回執行部会

日時 令和2年7月4日(土)
午前11:00~12:00

場所 可児市 喫茶「チハル」

出席者 執行部 4名

中濃支部



広報通信員 山田 昌幸

■令和元年度 第3回研修会

日時 令和2年2月12日(水)
午後2時より

場所 関市若草通

「わかくさ・プラザ」2-1 研修室

参加者 17名

内容 テーマ

「改正相続法

(遺言・遺産分割協議)について」

講師 岡田 和幸 会員

平成30年度登録の岡田会員を講師に招き、改正民法について理解を深めましたが、解釈に苦慮する部分もあり自分の勉強不足を痛感するところもありました。行政書士として法律の理解は必須であることから、支部として今後も法改正等には対応していきたいと思っております。



■令和元年度 第4回役員会

日時 令和2年4月3日(金)
午後6時より

場所 関市弥生町「みやこ鮎」

出席者 7名

■令和2年度 第1回支部役員会

日時 令和2年7月4日(土)

午前11:00~12:00

場所 可児市川合地区センター

出席者 執行部4名 地区理事10名

欠席1名

議題 (1) 令和2年度の行事計画について
(2) 行政書士試験監督員の派遣について
(3) 支部会員の事情聴取について

報告及び協議事項

1. 令和元年度会計監査
2. 令和2年度定時総会の運営について

■令和元年度 定時総会

日時 令和2年4月17日(金)

午後6時より

場所 関市豊岡町

「田中裕之行政書士事務所」

意思表示会員数 29名 (内委任状提出19名)

議題

- 第1号議案 令和元年度事業報告について
- 第2号議案 令和元年度収支決算について
- 第3号議案 令和2年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和2年度収支予算(案)について

■令和2年度 第1回役員会

日時 令和2年7月7日(火)

場所 関市小瀬「元町珈琲」

出席者 5名

報告及び協議事項

1. 研修会について
2. 支部旅行について

総括として

令和2年度がスタートして暫く経ちましたが、コロナ禍が今後も予断を許さない状況にあり、定期の役員会だけではなく、都度連絡を取り合い対処しています。中濃支部としても今後の活動に際しては、可能な限りの感染症防止を最優先に努めたいと思っております。

その様な折に、今年度中濃支部に数名の登録があるとのことで、会員減少に悩んでいた当支部としては良い知らせもありました。

コロナ禍が終息し、以前のように活発な活動を再開できる時が来ることを心より願っています。

各研究会の活動報告



国際業務研究会

代表世話人 田中 愛湖

当研究会は会員の自主的な運営により、会員同士の意見交換等を通して、国際業務に関しての具体的な知識を深めていくことを目的とし、活動をいたしております。本年度も新規の入会者を迎え、現在は45名の会員が在籍しております。

当研究会では不定期で年に数回、意見交換会を行っております。昨年の開催時には、外国人留学生の在留資格変更についての留意点や、永住許可に関するガイドラインの改定について、新設された特定技能制度に関しての意見交換を行いました。特に特定技能に関しては新しい制度ということで、制度の概要や問題点、今後の行政書士としてどう関わっていけるか等、様々なテーマが話題に上りました。

会員である先生が作成した実際の国際業務に関するセミナーで使用した資料を配布していただいたり、各会員の国際業務における具体的事案に基づいて意見交換を行うことが出来た為、実務に直結して役に立つ知識を深めることが出来ました。また、「会員による事例の発表を取り入れたら良いのではないか」という貴重なご意見もいただいたので、今後は取り入れていきたいと思っております。

本年度の活動については新型コロナウイルス感染症の影響もあり未定ですが、感染予防に配慮した上で、年内に開催をしたいと考えております。

新入会員の募集は随時行っておりますので、国際業務にご興味のある方は、実務経験の有無を問わず、お気軽にご連絡ください。また、既存会員からの意見や要望も随時募集しておりますので、何かございましたらご連絡ください。

今後も会員皆で情報を共有し合い、国際業務の専門家として、知識を高めていけるような有意義な会にしていけるよう、努力してまいります。

会員の皆様には、引き続きご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



環境衛生業務研究会

代表世話人 三輪 恒敬

環境衛生業務研究会は、現在7名の会員で活動を行っております。ベテランの方から業務経験の浅い方まで業務経験の有無に係らずご参加頂いております。

本会は、申請書類の作成方法等を中心とした研究会ではありませんが、会員間の意見交換等を中心とした研究会であり、実務にも役立てていただける研究会だと思っております。

小人数ではありますが、気軽に意見交換がしやすい研究会となっております。今年度は新型コロナウイルス感染症等により、研究会の開催が保留となっておりますが、落ち着き次第開催したいと考えております。

このような研究会ではありますが、環境衛生業務に関心をお持ちの方、実務経験に関係なく「業務研究会運営要領」をご確認いただき、是非とも入会をご検討下さい。また、会員の皆様には、今後ともご理解ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。



輸交通業務研究会

代表世話人 池田 香代子

令和2年度が、始動したとは言え、新型コロナウイルス感染症の影響により、通年とは何もかも異質なスタートとなり戸惑いを感じております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、これまで推し進めてきたOSSは密を防止するには有効な手段となり、OSSと丁種封印制度の活用により、さらに、効力は増大したと思えます。再々委託も、国民の利便にかなう有効な手法と言え、OSSは予想以上に早く進んでいると思われれます。が、会員全員の方にはまだまだ浸透してないと思えます。これらの事を、さらに掘り下げて深く研究をしなくてはいけない時期ではありますが、まだまだ、予断を許す状況ではなく、会員の業務と生命が脅かされる不安があるので、今年度は開催を致しません。会員の皆様、よろしくお願いいたします。

TOPICS 1

中地協担当者会議

建設部 部会員 川上 真広

令和2年7月10日（金）13：00～中地協担当者Zoom会議が開催されました。私が担当したのは「建設業務（コロナ特例等の取り扱いについて）」という議事で、建設業許可申請や経営事項審査申請等の実務における行政や各会の対応について、意見交換を行いました。

各県とも基本的に建設業許可等の申請は郵送又は土木事務所への投函ということで、土木事務所職員との対面式の申請を取り止めているところがほとんどでした。

岐阜県が他県と大きく違う点として経営事項審査の取扱いで、岐阜県では従来通りの対面式で、大きな会場に変更し換気に努め、審査要員と申請者や申請者同士のソーシャルディスタンスを図るよう対策を行っておりますが、他県の多くは経審会場での審査を取り止め、申請書類は郵送、投函又は窓口持参により、非対面式の審査を行っています。

また、審査会場での審査ではあるが、申請者は審査員とは別の部屋で待機するという取扱いもあるようです。

また、2022年度よりオンライン申請が始まることを受け、増加することが予想される非行政書士による代理申請への対応も議論になりました。

本人確認方法として、構築予定の電子申請システム上に作成者や代理人の入力欄を設けることは必須であり、そのために行政書士用電子証明書を用いることでなりすましを排除しやすくなる。このような措置を講じるにはシステム設計段階から行政書士会が関与すべきであり、中地協や日行連を通して声をあげるべきとの意見が上がりました。

岐阜会からは、テーマとは違いますが、経審の審査要員の育成について他会と意見交換をしました。

特に愛知会では、研修会を実施後、考査を行い、ベテランの審査要員の先生と師弟関係を構築し育成されているとのことで、今後岐阜会も参考にしていきたいと思いました。

最後に、今回は昨今の情勢を踏まえ初のZoomでの会議となりました。Zoomの取扱いに苦戦された方もいらっしまったようですが、会議としては概ね問題なく終えることができたように思います。

TOPICS 2

OSSの現状について

運輸交通部 部会員 山崎 雅大

行政書士による自動車OSS申請業務に注力していくことは我々行政書士にとって重大な意味を持ちます。

行政書士法施行規則第20条第2項において、同法第19条第1項ただし書に規定する総務省令で定める者として一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会が定められたことにより、当時は「行政書士法に抜け穴が生じてしまった」とよく耳にしました。行政書士だけの業務ではなくなり自動車関連団体にも国がお墨付きを与えたわけですから。

しかし何事も危機に面した時にこそ好機が密かに転がっているものです。

国はあらゆる行政手続きのオンライン化を強く強く推し進めています。

理由は簡単でこれを完了すれば公務員数を削減できます。人件費を削減し国家の財源用途に柔軟性を持たせることができます。国の本気の投資だと考えます。

これは安易なことではありませんが我々は国民と行政の架け橋ですから、OSSに精通することは国民に頼られることは然り、ひいては国にも頼られる存在になることができる重要な要素となります。

自動車のOSS申請に限ったことではないですが、年間の自動車登録台数を見れば我々が行うその他の業務と比べてもこれがいかに国民ならびに行政の目に触れやすい業務であるかは理解しやすいところだと思います。

自動車のOSSで国が一番力を入れている継続検査は保安基準適合証の電子化の推進に直結しており、我々専門の行政書士とは少し距離があるところで起きています。我々が一番力になれるところはどこかと言えばそれは中間登録（中古自動車の登録）です。我々にはこの実績も多数あることに加えて法律家として権利関係書類に対する法的見識も十分に持ち合わせています。これが大切です。

OSS利用率はこの分野においてはまだまだ数パーセントとほとんど専門家がない状態なのです。こういった改革時は数をこなすトライ＆エラーと改善を重ねることが最重要です。

行政はこの分野にも多大な予算を割いて、今は

まだ細いですが我々行政書士が繋がり得る先に強いルールを作ってくれました。このルールを軸に我々行政書士が実績を重ね、失敗と要望と改善を繰り返し、着実にこのルールを強く鍛えていく。

今のOSS申請業務とはとても抽象的な表現にはなりましたが、そんな時代の真っ只中にあると考えます。一番面白い時です。

そして中間登録のOSS申請は今脚光を浴びつつある丁種封印再々委託との相性も抜群です。

いずれも我々行政書士の大先輩が国や政治と幾度と議論と交渉を重ねて得たかけがえのない成果であると感じます。

そのバトンを得て行政書士がひとつの時代を創るチャンスを頂いたのですから今OSSに真剣に取り組んでこの成果にさらに力を注ぎ、これからの時代を大きく育てながら必死に駆けていく時代とするのはいかがでしょうか。

封印事前研修会ならびに封印指定研修会への多数ご参加お待ちしております。

末筆になりましたが、このような異常事態が一日も早く晴れて皆様が全力で業務にお励みになることができる日がくることを心よりお祈り申し上げます。

TOPICS 3

全国OSS・封印業務担当者会議参加報告書

封印管理委員長 川田 智子

1月28日(火)、29日(水)と東京 虎ノ門タワーオフィス6Fで開催された日行連主催の全国OSS・封印業務担当者会議に今井雅彦運輸交通部会長と参加してきました。

残念ながらお伝えできる成果はなく、日行連が主体となって各单位会をリードすることは当面ありません。今まで通り、各单位会がそれぞれの努力で丁種封印の事業運営を続けることとなります。全国区で封印のやりとりができる行政書士間の再々委託にあたり必要な丁種会員名簿に関しても公開している単位会は約半数の20単位会ほど。今後増えていく予定ながら…

- ・名簿公開はしない。知らない行政書士へは力量がわからないから再々委託はしない。
- ・丁種会員であり、なおかつ「日行連自動車登録OSSセンター支所」看板設置者であることが再々委託の条件。
- ・行政書士賠償責任保険、出張封印取付作業代行業務担保特約への加入確認要求をしている。

- ・丁種会員でも封印送付ができる会員とできない会員(習熟度が浅い)に分けている。

等々、単位会によって随分違いがあります。

再々委託では委託元と委託先が確約書によって相互協力しますが、問題があった場合には委託元の行政書士とその所属単位会が責任を負う形となり、安易に封印を送れないという意見は多くありました。丁種会員は自動車登録精通者のはずですから相応の知識、経験が求められます。地域限定だった出張封印から再々委託によって全国展開へと拡大した封印事業の需要は増えるばかり。会員の裾野を広げるとともに各会員のレベルアップを図っていきたいものです。全国で。



TOPICS 4

片山さつき議員による特定技能制度に関する意見交換会 報告

国際部会部会長・申請取次行政書士管理委員会
委員 入谷 桃世

令和2年2月12日(水)、片山さつき議員による特定技能制度に関する意見交換会が参議院議員会館で開催され、全国各地から約200名の行政書士が参加しました。岐阜会からは、柴田陽子申請取次行政書士管理委員会委員長・業務副部長入谷桃世が出席しました。

法務省出入国在留管理庁からは、特定技能制度の運用状況、特定技能に関する二国間取り決め(MOC)、フィリピン国内における手続、特定技能申請における申請手続、在留申請手続のオンライン化について説明がありました。

厚生労働省年金局からは、脱退一時金制度の概要及び見直し、社会保障協定の概要及び締結状況について説明がありました。

国土交通省土地建設産業局からは、建設分野における外国人材の受入れ状況、技能実習(建設分野)をめぐる失踪問題、建設業の特性を踏まえた

対策の実施、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）の概要及び役割について説明がありました。

各单位会からは多くの意見や質問が挙がり、大変活発な意見交換の場となりました。岐阜会からは、申請時に要求される国民年金保険料の納税証明書、源泉徴収票、健康診断書等に関する問題点、海外で必要となる手続の明確化、各省庁と入管の意見の統一化、審査の迅速化等の意見・要望を提出しました。他会の意見・要望についても重なったり共感できたりするものが多く、制度の問題点が改めて浮き彫りになりました。

行政書士登録もされておられる片山さつき議員は、特定技能での受入れの停滞について問題提起され、日本国内外で条件に差を付けない労働力の確保を目指し、雇用者と労働者の中立の立場である行政書士の意見を取りまとめられるとのことでした。人材の確保が急務とされるコンビニ業や運送業から、業界として外国人受入れの動きがあること等のお話もありました。

今回の意見交換会では、他地域の実態を知ることができ、大変刺激になりました。また、新しい制度を実効性のあるものとして作りあげていくためには多くの人間の大変な労力が必要であることを実感できました。現場の生の声が早く正確な形で届き、新しい制度が一日も早く、外国人にとっても雇用者にとっても幸せなものになることを願ってやみません。



TOPICS 5

将来の年金を考える

金融庁の金融審議会「市場ワーキンググループ」が公表した報告書で、老後資金が2000万円不足しているという報道を目にされた方も多いと思います。その真偽はさておき、将来へ向け少しでも早くから備えをしておく事は必要です。今回、その為の2つの方法をご案内します。

①国民年金に付加保険料をつける

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料（16,540円）に付加保険料（400円）を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

例）50歳の方が10年間付加年金をかけたケース

・保険料 400円×12月×10年＝48,000円

・65歳になった時、24,000円／年、年金額が増額されます。67歳まで2年間受給するとモトがとれるお得な制度です。

→申し込みは、市区役所及び町村役場の窓口へ

②国民年金基金に加入する

もっと多くの年金を準備したい方は、国民年金基金に加入しましょう。国民年金基金制度は、国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）とセットで、自営業者など国民年金第1号被保険者の老後の所得補償を担うものです。掛金は自分で選択でき（最大月額68,000円）、全額「社会保険料控除」の対象となり節税効果もあります。

本会においては、岐阜県国民年金基金と契約を結び、本会経由で国民年金基金に新規で加入した場合には、紹介者（会員）に5,000円の奨励金をお渡しいたします。加入者は、会員本人、家族、従業員、取引先、知り合いなど、全ての国民年金第1号被保険者が対象となります。詳しくは事務局へお問い合わせください。

岐阜県行政書士会の会員のみなさんに、ゆとりのある人生を。

国民年金 国金 5 500円/月

- 掛金は全額所得控除
- 終身年金が基本
- 年金額が確定、税金も一定
- 万が一のときは家族に一時金
- 自由なプラン設計

まずは、資料請求を！
お電話、または裏面FAXから

岐阜県行政書士会
全国国民年金基金

国民年金基金に関する資料請求

下の枠内に必要な事項を記入の上、FAXしてください。

【FAX番号 058-264-9829】

□氏名	
姓	名
住 所	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
性 別	男 ・ 女
電話番号	
メールアドレス	
連絡を希望する曜日・時間帯	
備 考	

※国民年金基金は「国民年金法」に基づき、国が保証する年金制度です。
※国民年金基金は「国民年金法」に基づき、国が保証する年金制度です。加入者本人の収入が一定以上ある場合は、加入者本人の収入に応じて加入料が増加します。
※国民年金基金は「国民年金法」に基づき、国が保証する年金制度です。加入者本人の収入が一定以上ある場合は、加入者本人の収入に応じて加入料が増加します。

岐阜県行政書士会
〒500-8613 岐阜市本通1-1-11N（FAX）TEL:058-264-9829

お問い合わせ・相談は、全国国民年金基金 岐阜支部
0120-65-4192

※国民年金基金に加入した場合、付加保険料（400円）については納める事はできません。国民年金基金の1口目に付加年金部分も含まれております。

コスモスぎふ

(一社)コスモス成年後見サポートセンター岐阜県支部 支部長 佐藤 住子

■入会前研修の開催

日時 令和2年1月9日(木) 9:40~16:02
令和2年1月16日(木) 9:35~15:53
令和2年1月23日(木) 9:35~16:19
令和2年1月30日(木) 9:35~16:10
令和2年2月6日(木) 9:35~15:20
令和2年2月20日(木) 14:00~15:00(効果測定)

場所 本会事務局会議室

本年は10名の方が受講されました。全員優秀な成績で効果測定にも合格され、5月に2名、6月に1名（岐阜支部2名、西濃支部1名）の方が入会に至りました。おめでとうございます。新入会員を迎え、コスモス会員は26名となりました。今後も入会の申し込みをお待ちしております。

■幹事会の開催

日時 令和2年2月7日(金) 10:30~12:00 (本会事務局会議室)
令和2年3月27日(金) 10:00~12:00 (本会事務局会議室)
令和2年5月14日(木) 10:30~12:00 (Zoom会議)
令和2年6月11日(木) 10:30~12:00 (Zoom会議)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議を導入しました。コスモス本部事務局にて時間制限のない有料アカウントを取得したことで利用しやすくなりました。

今後は、入会前研修や更新研修などにも取り入れて、遠方の方にも受講しやすい環境を整えたいと考えています。

■研修

日時 3月6日(金)
午後1:30~4:00

場所 長良川スポーツプラザ 2階 大会議室

内容 「任意後見契約の活用について」

講師 美濃加茂公証役場

公証人 樹下 芳博 様

残念ながら、近時の状況により延期とさせていただきます。

状況をみて、開催する意向ですので、たくさんの方のご参加を期待しています。

■成年後見制度利用に関するアンケート実施

県下337事業所（病院、老健、介護支援事業所、グループホーム、障がい者支援事業所等）を対象として、アンケートを実施しました。（有効回答54件）各事業所等から頂いた貴重なご意見を今後の活動に活かしていきたいと存じます。

■成年後見制度利用促進特別委員会が発足

今期に入り、成年後見制度利用促進特別委員会が発足され、各都道府県、市町村における地域連携ネットワークまたは中核機関の設置状況や各支部、単体会の活動内容についての調査が実施されました。

この調査をもとに、5月15日（金）第一回中部地域連絡協議会が開催されました。（Zoom会議）





第61号

編集兼発行人
岐阜県行政書士政治連盟
会長 桑原 一男

■令和2年度定期大会

去る5月21日（木）、NCリンクビルにて開催された岐阜県行政書士会定時総会に引き続き、岐阜県行政書士政治連盟の定期大会が開催されました。

本年度定期大会は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け規模を縮小しての開催となり、場所を当初の都ホテル岐阜長良川から変更し、式典及び懇親会も見送ることになりました。

会員の皆様には、特措法による緊急事態宣言（県では非常事態宣言）の発令、そして解除等に関連し大会開催場所変更等のお知らせが大変遅れましたことを深くお詫び申し上げます。

出席は、会員総数773名の内、本人出席が34名、委任状出席が416名でした。伊藤寛純幹事の司会のもと宮本副会長が開会を宣言し、続いて桑原会長が挨拶を行いました。

議長には岐阜地区の古川英治会員、副議長には同じく岐阜地区の佐藤尚久会員が選出されました。議長は、議事録署名者に東濃地区の福永博会員並びに岐阜地区の小木曾健太郎会員、議事録作成者には郡

上地区の廣瀬泰輔会員を指名し直ちに議案審議に入りました。

第1号議案「令和元年度事業報告について」及び第2号議案「令和元年度収支決算承認について」は一括上程され、桑原会長、宮脇副幹事長が各々提案説明を行い、続いて飯田洋会計監事から監査報告がなされ、審議の後、両議案とも可決承認されました。

引き続き、第3号議案「令和2年度運動方針（案）について」第4号議案「令和2年度事業計画（案）について」及び第5号議案「令和2年度収支予算（案）について」が一括上程され、桑原会長、宮脇副幹事長からの提案説明の後、北村亮一会員からの質問（コロナ禍における行政書士としての役割等）に対し、桑原会長から回答がなされその後審議を経て採決に入り、何れの議案についても原案どおり可決承認されました。

全ての議案終了後、宮脇副幹事長が閉会を宣言し、大会は終了しました。



■第2回四役会

6月5日、事務局会議室にて今年度第2回四役会が開催されました。佐藤相談役、大橋相談役、桑原会長、宮本副会長及び宮脇副幹事長の5名が出席し、6月12日開催の第2回幹事会に上程す

る議案等について慎重に審議がなされ、原案どおり全議案を上程することが可決承認されました。

■幹事会

6月12日、事務局会議室にて今年度第2回幹事会が開催され、上程された①「政連ぎふ」第61号、第62号の発行について ②三士業岐政治連盟幹部会議の開催について ③岐阜県行政書士地方議員協

議会の開催について ④国政選挙への対応について ⑤地方選挙への対応について ⑥その他等々の各議案に関し慎重に審議がなされ、全議案とも原案どおり可決承認されました。

■第40回日本行政書士政治連盟定期大会

6月29日から30日に開催された第40回日政連定期大会(書面決議)議事結果について、日政連から連絡が入っておりますので以下のとおりご報告いたします。

大会に上程された議案

第1号議案 令和元年度運動経過報告について

第2号議案 令和元年度決算監査報告について

第3号議案 日本行政書士政治連盟規約の一部改正(案)について

第4号議案 令和2年度運動方針(案)について

第5号議案 令和2年度収支予算(案)について

第6号議案 役員の選任について

全ての議案について原案どおり可決承認されました。

■第3回四役会

7月13日、事務局会議室にて桑原会長、宮本副会長、杉山幹事長及び宮脇副幹事長の4名が出席し、今年度第3回四役会が開催されました。

幹事会にて決定した事業活動について、具体的な対応を検討し、確認しました。



■棚橋泰文衆議院議員「21世紀を拓く会」

7月19日、棚橋泰文衆議院議員の「21世紀を拓く会フォーラム」が大垣フォーラムホテルにて開催され、当会から桑原会長、宮本副会長及び宮脇副幹事長が出席しました。

棚橋衆議院議員の益々のご活躍を心より御祈念申し上げます。



■主な活動日誌 (記事を除く)

- 4月13日 監査会
四役会
- 16日 幹事会(書面決議)
- 19日 瑞穂市議会議員選挙 告示
若園五朗会員 出陣式に出向き激励支援
- 25日 〃 打上式に出向き激励支援
- 26日 瑞穂市議会議員選挙 投票日 若園五朗会員当選
- 5月19日 四役会
- 6月22日 新入会員ガイダンス



「趣味同好会」をご存じですか？

岐阜県行政書士会には様々な趣味や交流を楽しむことができる同好会があることをご存じですか？現在活発に活動されています「女性の集い」の他にも、実はいろいろな趣味同好会があります。ただ…メンバー不足や様々な事情で開催できていない同好会もあります。

趣味同好会には「趣味同好会運営内規」というものがありまして、それによりますと下記のような同好会があります。

旅行、歴史探訪、写真、女性の集い、山歩き、ゴルフ、ボーリング、ホームページ
 その他会員より要望のあるもの（10名以上）

「この同好会に入りたいな」や「どんなことするのか」などのお問合せは事務局（担当・企画広報部）までお気軽にどうぞ。

「新しい同好会を立ち上げたい！！」とお考えの会員の方へ
 本誌「行政ぎふ」で告知や会員募集のお手伝いをさせていただきます！！

参考 趣味同好会運営内規

（目的）

第1条 本会は、会員の福利厚生、及び和合と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

（名称）

第2条 本会を、岐阜県行政書士会 趣味同好会 と称する。

（事務所）

第3条 本会の総括事務所は、事務局に置く。

（事業）

第4条 本会は、各同好会ごとに次の事業を行なう。

1. 趣味同好会の集いの活動と発表
2. 関連団体及び友好会等団体との交流
3. その他、本会の目的を達成する上に必要な事業

（同好会の校正と運営）

第5条 1. 各同好会員は、岐阜県行政書士会会員をもって構成し、その運営と活動は、各同好会に加入した参加者全員の自主運営とする。
 2. 必要に応じ、会員にも会報等により募集する事もできる。
 3. 活動については、事務局員も参加できるものとする。
 4. 参加費用は、すべて自己負担とする。
 5. 各同好会は、本会に対し助成金を請求できる。
 （各年度内1回5,000円とし、2回を限度とする）

（世話人）

第6条 各同好会ごとに3名以内の世話人を置く。
 1. 世話人のうち1人を代表世話人とし、その個人の事務所をもって同好会連絡所とする。
 2. 世話人は分担して、会の運営、連絡、会計等の職務を行う。
 3. 世話人は、行事終了後所定の活動報告書を提出する。
 4. 各世話人は、会員の互選による。

第7条 本会の同好会は次の通りである。

1. 旅行 2. 歴史探訪 3. 写真 4. 女性の集い 5. 山歩き 6. ゴルフ 7. ボーリング
8. ホームページ 9. その他会員より要望のあるもの（10名以上）

（内規の改廃）

第8条 この内規の改廃は、各世話人の意見を参考にして、企画部（現・企画広報部）で決める。

「女性のつどい」開催にむけて

西濃支部 島田 麻里

岐阜県行政書士会女性のつどいは、毎年、初夏の六月頃に総会を開催しております。

今年は、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言を受け、会員の方々、そのご家族並びに関係者の方々の安全を第一に考え、例年六月に開催しておりました「令和二年度女性のつどい総会」の開催を見合わせることにいたしました。

六月の総会では、食事会及び歓談を主としておりますので、女性行政書士の方々の貴重な交流の場になっておりましたが、このような事態になり大変心苦しく思っております。

思い起こせば私自身、二年前の四月に行政書士登録をさせていただき、右も左もわからないまま、その二ヶ月後に初めて「女性のつどい」に参加させていただいた次第です。当日は、どんな雰囲気かも全く分からず、緊張ばかりしておりました。

しかしながら、参加していらった先生方は優しく、とても温かく迎えてくださいました。そして、とてもキラキラ輝いていらっしやる方ばかりで、私も諸先輩方のようになりたい。これから、行政書士として頑張りたいという想いを強くした会でもありました。

そのような貴重な場を、今回設けることができないことは大変残念ではございますが、今後の社会情勢を鑑み、秋ごろの総会開催を目指しておりますので、会員の方々にはご心配とご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただければ幸いです。

さて、最後になりましたが、女性のつどいでは随時会員を募集しております。ただ今、三十名ほどの会員の方がいらっしやいます。ご興味のある方、新人の方、一度退会された方も大歓迎です。お子様が小さくて入会を躊躇される方がいらっしやるかもしれません。私にも小さな子がおりますし、女性のつどいの先輩方は、子育ての先輩方でもあります。遠慮なく一緒にご参加いただければと存じます。業務のお話や、その他趣味のお話で一緒に交流を深めませんか。入会希望の方は、ぜひお気軽にお声がけください。

事務局の移転について

平成18年に事務局を移転して14年が経過しました。現在の事務局は、岐阜市の中心部にあり交通の便としては便利な場所にあります。駐車がなく事務局に来る際には近くのコインパークを利用しなければならないなど、来局者にとって便利が良い場所とは言えない部分があります。また、ビル自体古く、使い勝手が悪い部分もあります。そんな中、今後、80年、90年と行政書士会が続いて行く上で事務局の場所を会員及び来局者にとって便利な場所に移転してはどうかという意見が出るようになりました。つきましては、この機会に会員の皆様に幅広く意見を伺いたいと思います。現在、行政書士会館建設を目的に3000万円の積み立てがありますが移転となると大きな決断が必要となります。取得が良いのか賃貸が良いのか、場所はどのあたりが良いのか意見がございましたら事務局までお寄せ下さい。(期限：令和2年9月末)

会長 森 伸二

(1) 新入会員

R2.8.15 現在

会員の動向

	支部名	入会年月日	登録番号	会 員 名	事 務 所 所 在 地
	可茂	R2.1.1	20200066	ふるはた ゆうき 古畑 佑樹	行政書士古畑佑樹事務所 〒505-0041 美濃加茂市太田町 843 番地 1 東校グリーンハイツ 202 号室 Tel.0574-48-8933
	西濃	R2.1.15	20200132	ほしの ゆうすけ 星野 陽佑	星野陽佑行政書士事務所 〒503-0401 海津市南濃町津屋 2022 番地 Tel.0584-57-2062
	飛騨	R2.1.15	20200133	はやかわ まさと 早川 雅人	長田朋也行政書士事務所 〒509-2203 下呂市小川 260 番地 8 Tel.0576-25-7701
	西濃	R2.1.15	20200134	いしざき ひろゆき 石崎 宏行	行政書士石崎法務事務所 〒503-2425 揖斐郡池田町六之井 1878 番地の 3 Tel.0585-45-9346
	西濃	R2.2.15	20200259	なかやま ひろふみ 中山 宏史	NHI 西濃行政書士法人 〒503-0888 大垣市丸の内 1 丁目 35 番地 Tel.0584-82-1002
	西濃	R2.2.15	20200260	いしざき けいいち 石崎 慶一	NHI 西濃行政書士法人 〒503-0888 大垣市丸の内 1 丁目 35 番地 Tel.0584-82-1002
	岐阜	R2.2.15	20200261	ますだ かずひさ 増田 和久	行政書士増田和久事務所 〒500-8233 岐阜市蔵前 6 丁目 9 番 4 号 Tel.080-7014-0847
	岐阜	R2.3.1	20200332	わだ やすこ 和田 康子	TACT 高井法博行政書士法人 〒502-0802 岐阜市打越 546 番地の 2 Tel.058-233-3333
	岐阜	R2.3.15	20200416	ながお ひろし 長尾 博	長尾博行政書士事務所 〒500-8027 岐阜市中大桑町 11 番地 1 Tel.058-265-5091
	岐阜	R2.3.15	20200417	いわた まさみつ 岩田 晶光	ひかり行政書士事務所 〒500-8455 岐阜市加納栄町通四丁目 13 番地 1 Tel.090-3307-6267
	岐阜	R2.4.2	20200577	しばた たかし 柴田 隆司	行政書士柴田隆司事務所 〒502-0915 岐阜市江口 1 丁目 6 番 4 号 Tel.058-231-0690

新入会員

R2.8.15 現在

	支部名	入会年月日	登録番号	会員名	事務所所在地
	飛騨	R2.4.2	20200578	てづか すくろ 手塚 傑	行政書士手塚傑事務所 〒506-0025 高山市天満町二丁目84番16 天満町二丁目テナント2階2号 Tel.0577-62-8503
	岐阜	R2.4.2	20200579	たなべ よしたか 田邊 芳孝	グロウ行政書士事務所 〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目18番13号 Tel.058-208-2670
	岐阜	R2.4.2	20200580	なわ おさむ 那波 修	行政書士那波法務事務所 〒501-6018 羽島郡岐南町下印食2丁目16番地 Tel.058-273-8453
	中濃	R2.4.2	20200581	はやし しょうじ 林 庄治	行政書士林庄治事務所 〒501-2812 関市洞戸市場58番地 Tel.0581-58-2562
	岐阜	R2.4.2	20200582	おおた はるひこ 太田 治彦	HARU 行政書士事務所 〒501-0234 瑞穂市牛牧1568番地7 Tel.090-4237-7533
	可茂	R2.5.1	20200773	わたなべ たつや 渡邊 達也	行政書士渡邊達也事務所 〒505-0036 美濃加茂市山手町3丁目13番地1 Tel.0574-28-6474
	岐阜	R2.5.1	20200774	もりやま あきら 森山 章	森山章行政書士事務所 〒500-8881 岐阜市青柳町6丁目40番地 Tel.090-1726-6837
	中濃	R2.5.1	20200775	むらやま こうじ 村山 幸二	村山こうじ行政書士事務所 〒501-3917 関市北天神2丁目2番24号 Tel.0575-24-7747
	岐阜	R2.5.15	20200948	ちよう しがく 趙 志学	志学行政書士事務所 〒501-6105 岐阜市柳津町梅松四丁目112番地1 Tel.070-3972-0374
	岐阜	R2.6.1	20201049	よしだ なおたか 吉田 直孝	行政書士吉田直孝事務所 〒501-2259 山県市岩佐390番地1 Tel.090-3936-4601
	東濃	R2.6.1	20201050	さわい たかあき 澤井 孝明	行政書士澤井孝明事務所 〒509-6103 瑞浪市稲津町小里579番地3 Tel.0572-68-6547

会員の動向

新入会員

R2.8.15 現在

	支部名	入会年月日	登録番号	会員名	事務所所在地
	西濃	R2.6.1	20201051	坂 賢次 ばん けんじ	坂賢次行政書士事務所 〒503-0112 岐阜県安八郡安八町東結2005番地の1 Tel.0584-62-3204
	岐阜	R2.6.15	20201195	谷口 雅則 たにくち まさのり	行政書士谷口事務所 〒500-8326 岐阜市吹上町一丁目10番地 Tel.058-216-0321
	東濃	R2.7.1	20201352	大野 晃裕 おおの あきひろ	大野晃裕行政書士事務所 〒507-0028 多治見市弁天町2丁目26番地 弁天ビル202号室 Tel.0572-44-7150
	中濃	R2.7.15	20201512	小島 祐治 こじま ゆうじ	行政書士 小島事務所 〒501-3803 関市西本郷通二丁目2番20号 Tel.0575-22-1286
	岐阜	R2.8.1	20201643	須田真紀子 すだ まきこ	須田真紀子行政書士事務所 〒504-0911 各務原市那加門前町2丁目6番地2 Tel.058-380-0677
	岐阜	R2.8.15	20201765	杉本 賢司 すぎもと けんじ	杉本行政書士事務所 〒509-0122 各務原市新鵜沼台1丁目110番地 Tel.090-4192-7591
	可茂	R2.8.15	20201766	福井 大 ふくい だい	福井大行政書士事務所 〒505-0027 美濃加茂市本郷町7丁目4番10号 Tel.0574-26-1000

会員の動向

法人会員

R2.8.15 現在

会員名	支部名	設立年月日	登録番号	事務所所在地
NHI 西濃行政書士法人	西濃	R2.5.1	2003301	〒503-0888 大垣市丸の内1丁目35番地 Tel.0584-82-1002
TACT 高井法博行政書士法人	岐阜	R2.5.1	2003101	〒502-0802 岐阜県岐阜市打越546番地2 Tel.058-233-3333
行政書士法人 K. M. L	岐阜	R2.7.15	2005001	〒500-8227 岐阜市北一色三丁目1番16号 Tel.058-215-5351
行政書士法人 IBI	西濃	R2.8.1	2005601	〒501-0619 揖斐郡揖斐川町三輪87番地1 Tel.0585-22-5660

(2) 事務所の移転・その他の変更

R2.8.15現在

支部名	日行連処理年月日	登録番号	氏名	変更事項
岐阜	R2.1.15	18202175	川瀬 憲俊	〒501-6273 羽島市小熊町3丁目477番地2 コーポレジェンド108
可茂	R2.1.31	00209201	巖 敬一郎	〒505-0042 美濃加茂市太田本町4丁目4番21号 カーゲ桝形1階 Tel.0574-42-6368
恵那	R2.1.31	14200564	工藤 日鶴	〒509-7607 工藤行政書士事務所 恵那市山岡町下手向1344番地4 Tel.090-9891-3058
飛騨	R2.4.15	17202162	坂本麻紗巳	Tel.0577-70-8723
可茂	R2.4.15	97206037	日置 章	Tel.090-8180-6559
恵那	R2.4.15	76200368	片岡 俊裕	〒508-0203 中津川市福岡3733番地 Tel.0573-72-2079
西濃	R2.4.30	81200582	中山 次男	NHI 西濃行政書士法人
岐阜	R2.4.30	82200621	高井 法博	TACT 高井法博行政書士法人
岐阜	R2.5.15	19200362	神原 京子	さざんか行政書士事務所
岐阜	R2.6.15	19202043	二村 結城	〒501-6018 羽島郡岐南町下印食3丁目30番地 とらでんビル4A
飛騨	R2.6.15	15200161	瀧 文敏	〒509-2503 下呂市萩原町西上田2044番地6 メゾン下呂315号室
恵那	R2.7.15	09201502	池田 輝史	池田行政書士事務所
恵那	R2.7.15	82200599	池田香代子	池田行政書士事務所
岐阜	R2.7.31	17200045	永瀬 禎久	行政書士法人 K. M. L
岐阜	R2.7.31	15202188	加藤 直人	行政書士法人 K. M. L
西濃	R2.7.31	19202453	横山 正樹	行政書士法人 I B I
西濃	R2.7.31	15200109	国枝 宗徳	行政書士法人 I B I

(3) 退会者

R2.8.15現在

支部名	日行連処理年月日	登録番号	氏名
岐阜	R2.1.23	78200449	廣瀬 広満
岐阜	R2.2.3	97206089	今尾 信一郎
西濃	R2.2.13	15201486	矢野 浩一
可茂	R2.2.27	84200706	川合 登志法
飛騨	R2.2.29	06201644	中脇 益實
可茂	R2.3.12	13201180	藤本 久夫
可茂	R2.3.12	72200241	井戸 長四郎
岐阜	R2.3.31	12200559	清水 政泰
西濃	R2.3.31	94201046	多賀 正則
東濃	R2.3.18	10200803	加藤 賢治
東濃	R2.3.31	15200352	安井 和重
岐阜	R2.4.6	15202010	竹地 裕司
岐阜	R2.5.28	96204268	宮本 弥一
可茂	R2.6.30	01201535	兼松 修
岐阜	R2.8.11	03202679	宮本 誠

(4) ご逝去

ご冥福をお祈り申し上げます。 R2.8.15現在

支部名	死亡年月日	登録番号	氏名
恵那	R2.1.25	77200402	森 幸男
岐阜	R2.3.27	19201305	高橋 佐織
恵那	R2.5.28	09200328	堀 勝治

Afterインタビュー



プロフィール

昭和30年10月22日生まれ。
岐阜大学大学院農学研究科修士課程修了。
昭和62年4月宮内庁式部職鵜匠となる。
平成3年1月に岐阜市の姉妹都市アメリカオハイオ州
シンシナティで鵜飼の公演を行う。



鵜匠/山下 哲司さん

古川：鵜匠になられたのはいつからでしょうか？

山下鵜匠：昭和61年12月に父が亡くなり、私がバトンを引き継ぐ形で、昭和62年5月から鵜匠となり今に至っています。

古川：鵜匠さんになるための修行はどのようにされていたのですか？

山下鵜匠：父が現役だった時は、父の鵜舟で中乗り（櫂と棹を使い操船する役目）をしながら、鵜匠である父の姿を間近で見て学びました。鵜匠になってからは、そのとき「見て覚えた」ことを実践して腕を磨いてきました。

古川：先ほど撮影のお手伝いをして頂きましたご息様もまさに今、中乗りをされているとのこと、鵜匠であるお父様のお姿を見て勉強していますと仰ってました。お二人を撮っているとき、小さな緊張と大きなプロ意識を感じました。ちなみに昨今のコロナ禍の状況におきまして、プロフェッショナルたる鵜匠として日々気を付けていることや心がけていることはございますか？



山下鵜匠：「コロナだから」と気を使うことは特にありませんが、鵜匠には5月から10月のシーズン期間にはお休みはありません。毎日漁がありますので、なにより規則正しい生活リズムを維持することを心がけています。

古川：規則正しい生活リズムを維持することが私にとっては難しいのですが・・・シーズン中は、どこか外へ飲みに行くといったこともされないのですか？

山下鵜匠：たまには息抜きもしますが、生活リズムを崩さないためにも、基本シーズン中は晩酌程度にしています。シーズンオフにはお誘いを受けて飲みに出かけることももちろんありますよ（笑）

古川：鵜匠さんのオフもとても興味深いところですが、また別の機会に、ぜひぜひゆっくりお聞かせ下さい。鵜飼の質問に戻りますが、鵜飼では鵜匠さんは1本の手縄（たなわ）で繋がっている鵜と共に漁をなされているわけですが、鵜匠さんは漁のパートナーである鵜とどのように信頼関係を高めていくのですか？

山下鵜匠：鵜は元々野鳥です。この野鳥の鵜をどのようにして仕事のパートナーになってもらうかは、やはり先ず相手に信頼されなくてはなりません。日々のお世話や健康管理、頭や体を撫でてあげるスキンシップによって、鵜も「この人間なら大丈夫、安心できる」と思ってくれるのです。この日々の積み重ねが、鵜との関係性を密にしてくれるのです。

古川：山下さんの語り口から、鵜への愛情を本当に感じます。私も鳥が好きで自宅ではインコ四羽とオウム一羽を飼っていますが、懐く子もいればそっけない子もいます。もしかすると山下さんが愛情をかけた鵜にも個性や能力差があるのではと考えたりもしますが、そこはどのように接したり或いはフォローなんかもされるのでしょうか？

山下鵜匠：もともと野生の鵜は、どの子も魚を捕る本能と能力を持っています。ある鵜はたくさん魚を捕るのに、ある鵜は少ししか捕らない。それは鵜のせいではなくて、鵜匠の力が足りないからなのです。

古川：鵜のせいではなく自分の力が足りない・・・山下さんのプロ論かと思いますが、そんな鵜匠さんの心が鵜に伝わり、鵜はさらに鵜匠さんへ信頼を寄せるのでしょうか。鵜匠さんの鵜への愛情や気持ちを知ると、今まで以上に鵜飼に興味湧いてきました。この度は取材撮影にご協力頂きまして有難うございました。



(取材撮影：企画広報部 古川 英治)

編集後記

「今年の大きな出来事は」と思い返すと、まずは新型コロナウイルスによる感染症でしょうか？

中国の武漢で発生して以来、ダイヤモンドプリンセス号での感染が落ち着いてきて終息すると思ったら、今度は全国に感染拡大し、政府から非常事態宣言が発出されると、次第に行動自粛の意識が高まってなのか感染者数も減少してきたので、非常事態宣言が解除され暫らく安定していましたが、その後再び感染者数が増え続け、ついに連日のように記録更新のニュースが報道されるようになりました。この新型コロナウイルス感染症は、感染者と接触しなければまず感染しないと言われています。そこで私達一人一人にできる予防対策と不要不急な行動自粛をしっかりと行い、私達の日常である日々の活動を本質から見直し、非接触型活動等に改善提案できる者こそが、これからの「withコロナ社会」で生き残れる真の勝者足り得るのではないのでしょうか？

まだまだ厳しい残暑の日々が続きますが、無理をせずお体をご自愛下さい。

(企画広報部 行政ぎふ編集部)



印刷・デザイン・WEBに関する
すべてのことは、
おまかせください。



daiQ
printing

株式会社ダイキュー

本社 岐阜県大垣市赤坂大門3丁目61-1

TEL 0584-92-2481 FAX 0584-92-2549

名古屋営業所 愛知県名古屋市西区木前町81-1 201

TEL 052-688-0963 FAX 052-380-6965

<https://daiq-pri.co.jp>

皆様の暮らし・業務を支える



商品が新発売!



マスク(フラットタイプ)

New



サイズ:175mm×95mm
フラットマスク
¥250(税込・送料別)

マスク(プリーツタイプ)

New

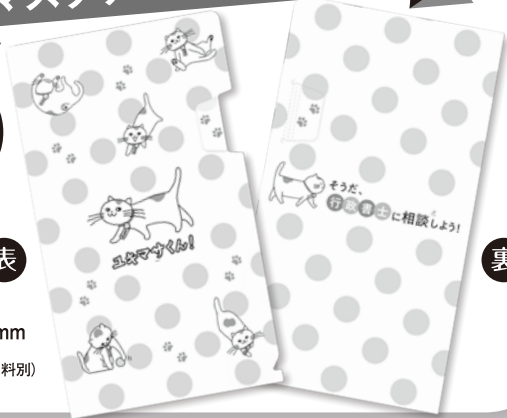


サイズ:175mm×95mm
三段プリーツマスク
¥180(税込・送料別)

マスクケース(2つ折りタイプ)

New

表



裏

サイズ:
200mm×110mm
¥85(税込・送料別)

マスクケース(ジッパータイプ)

New

表



裏

サイズ:230mm×125mm
¥330(税込・送料別)

名入れのぼり

ぬいぐるみ

名入れのぼり(別売り)
竿長約32cm/旗長約20cm/
旗幅約7cm
※お好きな言葉を入
れることができます

¥2,800
(税込・送料込)

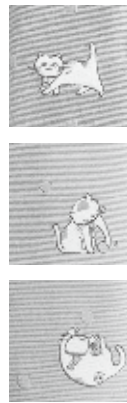
ぬいぐるみ
20cmサイズ
座布団付き
¥2,970
(税込・送料別)



ネクタイ第2弾



ピンク色
ユキマサくん:総柄
素材:シルク100%/
全長146cm/剣幅8cm
¥8,900(税込・送料別)



手帳型付箋



仕上がりサイズ:
80mm×110mm/
3冊セット
¥858(税込・送料別)





このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。



藤木 直人

行政書士は 頼れる街の法律家

行政書士制度は70周年を迎えます

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
岐阜県行政書士会

後援：総務省
岐阜県

70th
ANNIVERSARY

令和2年度 行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

申請書類の作成・ 提出手続代理は行政書士へ

●法人設立書類作成

会社設立
社団法人設立
財団法人設立
学校法人設立
福祉法人設立
医療法人設立
宗教法人設立
NPO 法人設立

●宅建業免許申請

●建設業許可申請

経営事項審査申請
入札参加資格審査申請

●風俗営業

風俗営業許可申請
旅館営業許可申請
飲食店営業許可申請

●国籍等の手続

帰化許可申請
永住許可申請
国籍取得届
在留資格取得許可申請
在留期間更新許可申請
外国人登録申請

●相続手続

遺産分割協議書
遺言書の作成
法定相続情報証明制度

●車輛関係

車庫証明
自動車登録
運送事業許認可
自賠責保険請求
運転免許申請

●土地開発行為

農地転用許可申請
土地の開発行為申請
公有地払下申請
官民境界確認申請

●会計業務

記帳代行
会計帳簿作成

●税申告関係

特別地方税
事業所税
不動産取得税

●その他

公庫・金融機関融資申込手続
戸籍関係
告訴状・告発状作成
契約書
示談書
内容証明書作成
産業廃棄物処理業申請
成年後見制度



岐阜県行政書士会

〒500-8113
岐阜市金園町一丁目16番地NCリンクビル3F
TEL 058-263-6580 FAX 058-264-9829
E-mail honkai@gifu-gyosei.or.jp
URL <http://www.gifu-gyosei.or.jp/>

